

# 新旧対照表

## 第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和2年4月)	新・条文構成(令和3年8月)			
1	第1編 共通編	第1編 共通編			
2	第1章 総則	第1章 総則			
3	第1節 総則	第1節 総則			
4	1-1-1-2 用語の定義	1-1-1-2 用語の定義			
5	22.連絡	22.連絡			
6	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。			
7	26.書面	26.書面			
8	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。	書面とは、手書き、印刷物、情報共有システムを用いて作成された工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。			
9		43.準備期間	○		
10		準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。	○		
11	43.工事	44.工事			○
12	44.本体工事	45.本体工事			○
13	45.仮設工事	46.仮設工事			○
14	46.工事区域	47.工事区域			○
15	47.現場	48.現場			○
16	48.SI	49.SI			○
17	49.現場発生品	50.現場発生品			○
18	50.JIS規格	51.JIS規格			○
19	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	JIS規格とは、日本産業規格をいう。			○
20	1-1-1-4 施工計画書	1-1-1-4 施工計画書			
21	1.一般事項	1.一般事項			
22	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。			○
23	1-1-1-8 工事着手	1-1-1-8 工事着手			
24	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手しなければならない。	受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。			○
25	1-1-1-9 工事の下請負	1-1-1-9 工事の下請負			
26	(3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	(3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。			○

新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和2年4月)	新・条文構成(令和3年8月)			
27	1-1-1-10 施工体制台帳	1-1-1-10 施工体制台帳			
28	1.一般事項	1.一般事項			
29	受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「 <b>施工体制台帳に係る書類の提出について</b> 」(平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号)に従って記載した <b>施工体制台帳</b> を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。	受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、 <b>施工体制台帳</b> を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。			○
30	2.施工体系図	2.施工体系図			
31	第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した <b>施工体系図</b> を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出される <b>施工体制台帳</b> に添付しなければならない。	第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した <b>施工体系図</b> を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出される <b>施工体制台帳</b> に添付しなければならない。			
32	3.名札等の着用	3.名札等の着用			
33	第1項の受注者は、 <b>監理技術者</b> 、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の <b>専門技術者</b> (専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。	第1項の受注者は、 <b>監理技術者</b> 、 <b>監理技術者補佐</b> 、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の <b>専門技術者</b> (専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。 <b>(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。)</b>			○
34					○
35		1-1-1-11 受発注者間の情報共有	○		
36		受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を <b>施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。</b>	○		

# 新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和2年4月)	新・条文構成(令和3年8月)			
37	1-1-1-11 受注者相互の協力	1-1-1-12 受注者相互の協力			○
38	1-1-1-12 調査・試験に対する協力	1-1-1-13 調査・試験に対する協力			○
39	1-1-1-13 工事の一時中止	1-1-1-14 工事の一時中止			○
40	1. 一般事項	1. 一般事項			
41	発注者は、契約約款第20条の規定に基づき以下の各具に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。	発注者は、契約約款第20条の規定に基づき以下の各具に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。			
42	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-42臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。			○
43	1-1-1-14 設計図書の変更	1-1-1-15 設計図書の変更			○
44	1-1-1-15 工期変更	1-1-1-16 工期変更			○
45	1-1-1-16 支給材料及び貸与品	1-1-1-17 支給材料及び貸与品			○
46	1-1-1-17 工事現場発生品	1-1-1-18 工事現場発生品			○
47	1-1-1-18 建設副産物	1-1-1-19 建設副産物			○
48	1-1-1-19 工事完成図	1-1-1-20 工事完成図			○
49	1-1-1-20 工事完成検査	1-1-1-21 工事完成検査			○
50	1. 完了届の提出	1. 完成通知書の提出			○
51	受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、完了届を監督職員に提出しなければならない。	受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、完成通知書を監督職員に提出しなければならない。			○
52	2. 工事完成検査の要件	2. 工事完成検査の要件			
53	受注者は、完了届を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	受注者は、完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。			○
54	6. 手直し完了報告書	6. 修補完了届			○
55	検査員が修補の指示を出した場合において受注者は、修補を完了したときは、手直し完了報告書を監督職員に提出しなければならない。	検査員が修補の指示を出した場合において受注者は、修補を完了したときは、修補完了届を監督職員に提出しなければならない。			○
56	7. 手直し完了の再検査	7. 修補完了の再検査			○
57	検査員は、手直し完了報告書を受理したときは、監督職員及び受注者の臨場の上、再検査を行うものとする。なお、この場合において修補に要した期間は、遅延日数に算入しないものとする。	検査員は、修補完了届を受理したときは、監督職員及び受注者の臨場の上、再検査を行うものとする。なお、この場合において修補に要した期間は、遅延日数に算入しないものとする。			○
58	1-1-1-21 既済部分検査	1-1-1-22 既済部分検査			○
59	1-1-1-22 部分使用	1-1-1-23 部分使用			○
60	1-1-1-23 施工管理	1-1-1-24 施工管理			○
61	3. 標示板の設置	3. 標示板の設置			
62	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。			
63	なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。	なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。			

新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和2年4月)	新・条文構成(令和3年8月)			
64	また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和元年5月28日付け 国水環第10号・国水治第22号・国水保第5号・国水海第3号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達)によるものとする。	また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達)によるものとする。			○
65	<b>6. 労働環境の改善</b>	<b>6. 労働環境等の改善</b>			○
66	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	受注者は、 <b>工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</b> また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。			○
69	<b>1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求</b>	<b>1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求</b>			○
70	<b>1-1-1-26 工事中の安全確保</b>	<b>1-1-1-27 工事中の安全確保</b>			○
71	<b>1. 安全指針等の遵守</b>	<b>1. 安全指針等の遵守</b>			
72	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事完全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全航行指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事完全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全航行指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。			○
73	<b>13. 安全衛生協議会の設置</b>	<b>13. 安全衛生協議会の設置</b>			
74	監督職員が、労働安全衛生法(平成30年7月改正法律第78号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	監督職員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。			○
75	<b>14. 安全優先</b>	<b>14. 安全優先</b>			
76	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成30年7月改正法律第78号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。			○
77	<b>1-1-1-27 爆発及び火災の防止</b>	<b>1-1-1-28 爆発及び火災の防止</b>			○
78	<b>1-1-1-28 後片付け</b>	<b>1-1-1-29 後片付け</b>			○
79	<b>1-1-1-29 事故報告書</b>	<b>1-1-1-30 事故報告書</b>			○
80	<b>1-1-1-30 環境対策</b>	<b>1-1-1-31 環境対策</b>			○
81	<b>6.排出ガス対策型建設機械</b>	<b>6.排出ガス対策型建設機械</b>			

# 新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和2年4月)	新・条文構成(令和3年8月)			
82	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。			
83	排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。			
84	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。			○
85	トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。			

# 新旧対照表

## 第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和2年4月)	新・条文構成(令和3年8月)			
86	1-1-1-31 文化財の保護	1-1-1-32 文化財の保護			○
87	1-1-1-32 交通安全管理	1-1-1-33 交通安全管理			○
88	4. 交通安全法令の遵守	4. 交通安全法令の遵守			
89	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成30年12月改正 内閣府・国土交通省令第5号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。			○
90	12. 通行許可	12. 通行許可			
91	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成30年1月4日改正政令第1号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成30年6月改正法律第41号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和元年9月改正政令第109号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和元年6月改正法律第37号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。			○
92	1-1-1-33 施設管理	1-1-1-34 施設管理			○
93	1-1-1-34 諸法令の遵守	1-1-1-35 諸法令の遵守			○
94	1. 諸法令の遵守	1. 諸法令の遵守			
95	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。			
96	なお、主な法令は以下に示す通りである。	なお、主な法令は以下に示す通りである。			
97	(1) 地方自治法(平成29年6月改正 法律第45号)	(1) 地方自治法(令和2年3月改正 法律第5号)			○
98	(2) 建設業法(平成29年6月改正 法律第45号)	(2) 建設業法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
99	(5) 労働安全衛生法(平成30年7月改正 法律第78号)	(5) 労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
100	(6) 作業環境測定法(平成29年5月改正 法律第41号)	(6) 作業環境測定法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
101	(10) 健康保険法(平成30年7月改正 法律第79号)	(10) 健康保険法(令和元年5月改正 法律第9号)			○
102	(11) 中小企業退職金共済法(平成29年6月改正 法律第45号)	(11) 中小企業退職金共済法(令和元年5月改正 法律第16号)			○
103	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成30年7月改正 法律第71号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)			○
104	(13) 出入国管理及び難民認定法(平成30年7月改正 法律第71号)	(13) 出入国管理及び難民認定法(平成30年12月改正 法律第102号)			○
105	(15) 道路交通法(平成30年6月改正 法律第41号)	(15) 道路交通法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
106	(16) 道路運送法(平成29年6月改正 法律第45号)	(16) 道路運送法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
107	(17) 道路運送車両法(平成29年5月改正 法律第40号)	(17) 道路運送車両法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
108	(21) 海岸法(平成29年6月改正 法律第45号)	(21) 海岸法(平成30年12月改正 法律第95号)			○
109	(22) 港湾法(平成29年6月改正 法律第55号)	(22) 港湾法(令和元年6月改正 法律第37号)			○

新旧対照表

第1編 共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和2年4月)	新・条文構成(令和3年8月)			
110	(24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)	(24)漁港漁場整備法(平成30年12月改正 法律第95号)			○
111	(26)航空法(平成29年6月改正 法律第45号)	(26)航空法(令和元年6月改正 法律第38号)			○
112	(31)火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)	(31)火薬類取締法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
113	(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成29年6月改正 法律第61号)	(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)			○
114	(42)測量法(平成29年5月改正 法律第41号)	(42)測量法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
115	(43)建築基準法(平成30年6月改正 法律第67号)	(43)建築基準法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
116	(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成29年6月改正 法律第45号)	(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和元年5月改正 法律第18号)			○
117	(54)自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)	(54)自然環境保全法(平成31年4月改正 法律第20号)			○
118	(55)自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)	(55)自然公園法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
119	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号)	(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)			○
120	(59)技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)	(59)技術士法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
121	(60)漁業法(平成30年7月改正 法律第75号)	(60)漁業法(令和元年5月改正 法律第1号)			○
122	(61)空港法(平成25年11月改正 法律第76号)	(61)空港法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
123	(67)職業安定法(平成30年7月改正 法律第71号)	(67)職業安定法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
124	(68)所得税法(平成30年6月改正 法律第41号)	(68)所得税法(令和元年6月改正 法律第28号)			○
125	(69)水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号)	(69)水産資源保護法(平成30年12月改正 法律第95号)			○
126	(70)船員保険法(平成29年6月改正 法律第52号)	(70)船員保険法(令和元年5月改正 法律第9号)			○
127	(72)電波法(平成30年5月改正 法律第24号)	(72)電波法(令和元年6月改正 法律第23号)			○
128	(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(平成27年6月改正 法律第40号)	(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和元年6月改正 法律第20号)			○
129	(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第56号)	(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正 法律第35号)			○
130	(79)警備業法(平成30年5月改正 法律第33号)	(79)警備業法(令和元年6月改正 法律第37号)			○
131	(80)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成30年6月改正 法律第41号)	(80)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)			○
132	1-1-1-35 官公庁等への手続等	1-1-1-36 官公庁等への手続等			○
133	1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更	1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更			○
134	1-1-1-37 工事測量	1-1-1-38 工事測量			○
135	1-1-1-38 不可抗力による損害	1-1-1-39 不可抗力による損害			○
136	1-1-1-39 特許権等	1-1-1-40 特許権等			○
137	1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償	1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償			○
138	5.掛金収納書の提出	5.建設業退職金共済制度の履行			
139	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。 ただし、中小企業退職金共済法において除外されるものは、免除されるものとするが建設業退職金共済制度に係る報告書は、工事請負契約締結後、1ヵ月以内及び工事完成時(完了届提出時)に発注者に提出しなければならない。なお、掛金収納書を提出できない場合(例:工事契約締結当初は、工事製作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等)についても、免除される場合と同様の取扱とする。また、受注者は建設業退職金共済制度に加入した場合は、共済証紙の購入及び共済証紙受払簿を作成し、監督職員から共済証紙受払簿の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合によっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。 ただし、中小企業退職金共済法において除外されるものは、免除されるものとするが建設業退職金共済制度の掛金収納書は、工事請負契約締結後、1ヵ月以内及び工事完成時(完了届提出時)に発注者に提出しなければならない。なお、掛金収納書を提出できない場合(例:工事契約締結当初は、工事製作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等)についても、免除される場合と同様の取扱とする。また、受注者は建設業退職金共済制度に加入した場合は、共済証紙の購入及び共済証紙受払簿を作成し、監督職員から共済証紙受払簿の提出を求めら			
140	1-1-1-41 臨機の措置	1-1-1-42 臨機の措置			○

# 新旧対照表

## 第1編 共通編 第2章 土工

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和2年4月)	新・条文構成(令和3年8月)			
1	<b>第1編 共通編</b>	<b>第1編 共通編</b>			
2	<b>第2章 土工</b>	<b>第2章 土工</b>			
3	<b>第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工</b>	<b>第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工</b>			
4	<b>1-2-3-1 一般事項</b>	<b>1-2-3-1 一般事項</b>			
5	<b>4. 適用規定</b>	<b>4. 適用規定</b>			
6	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。			○
7	<b>第4節 道路土工</b>	<b>第4節 道路土工</b>			
8	<b>1-2-4-1 一般事項</b>	<b>1-2-4-1 一般事項</b>			
9	<b>3. 構造物取付け部</b>	<b>3. 構造物取付け部</b>			
10	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。			
11	なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 7. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月)及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。	なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) 7. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月)及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。			○
12	<b>8. 適用規定</b>	<b>8. 適用規定</b>			
13	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。			○
14	<b>1-2-4-4 路床盛土工</b>	<b>1-2-4-4 路床盛土工</b>			
15	<b>10. 路床盛土の締固め度</b>	<b>10. 路床盛土の締固め度</b>			
16	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-23施工管理第8項の規定による。	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。			○



# 新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成(令和2年4月)	新・条文構成(令和3年8月)			
1	第1編 共通編	第1編 共通編			
2	第3章 無筋・鉄筋コンクリート	第3章 無筋・鉄筋コンクリート			
3	第3節 レディーミクストコンクリート	第3節 レディーミクストコンクリート			
4	1-3-3-2 工場の選定	1-3-3-2 工場の選定			
5	1. 一般事項	1. 一般事項			
6	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。			
7	(1)JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	(1)JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。			○
8	(2)JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。	(2)JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。			○
9	第6節 運搬・打設	第6節 運搬・打設			
10	1-3-6-4 打設	1-3-6-4 打設			
11	2. 適用気温	2. 適用気温			
12	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、 <b>第10節</b> 寒中コンクリートの規定による。			○
13	第7節 鉄筋工	第7節 鉄筋工			
14	1-3-7-5 継手	1-3-7-5 継手			
15	2. 重ね継手	2. 重ね継手			
16	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。			
17	なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」( <b>土木学会、平成15年11月</b> )により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。			○

No	条文		新規	削除	改訂																																																																																																																																	
	旧・条文構成 (令和2年4月)	新・条文構成 (令和3年8月)																																																																																																																																				
1	第2編 材料編																																																																																																																																					
2	第2章 土木工事材料																																																																																																																																					
3	2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材																																																																																																																																					
4	5. 鉄鋼スラグの規格(路盤材用)																																																																																																																																					
5	<p>表2-2-9 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 C B R %</th> <th>一軸圧縮 強 さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/l</th> <th>呈 色 判定試験</th> <th>水浸膨張 比 %</th> <th>エージン グ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張 比 %	エージン グ 期 間	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	<p>表2-2-9 鉄鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 C B R %</th> <th>一軸圧縮 強 さ MPa</th> <th>単位容積 質 量 kg/L</th> <th>呈 色 判定試験</th> <th>水浸膨張 比 %</th> <th>エージン グ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>試験法</td> <td>E001</td> <td>E003</td> <td>A023</td> <td>E002</td> <td>E004</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張 比 %	エージン グ 期 間	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	試験法	E001	E003	A023	E002	E004	—				○																																																																	
呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張 比 %	エージン グ 期 間																																																																																																																																
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																																																																																																
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																																																																																																
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																																																																																																
呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張 比 %	エージン グ 期 間																																																																																																																																
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																																																																																																
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																																																																																																
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																																																																																																
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	—																																																																																																																																
6	第6節 セメント及び混和材料																																																																																																																																					
7	2-2-6-1 一般事項																																																																																																																																					
8	7. 異常な混和材使用時の注意																																																																																																																																					
9	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。				○																																																																																																																																
10	9. 異常な混和材使用時の注意																																																																																																																																					
11	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。				○																																																																																																																																
12	第8節 瀝青材料																																																																																																																																					
13	2-2-8-3 再生用添加剤																																																																																																																																					
14	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(平成30年6月8日改正 政令第184号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和元年6月改正 政令第19号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。				○																																																																																																																																
15	2-2-12-1 道路標識																																																																																																																																					
16			JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)	○																																																																																																																																		
17			JIS G 3136 (建築構造用圧延鋼材)	○																																																																																																																																		
18	<p>表2-2-27 射入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	<p>表2-2-27 射入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2				○						
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																
12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																																																
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																																
20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																															
12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																																																
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																																																
20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																																																
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																
19	<p>表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>8.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	8.0	12	40°	95	54	13	7.0	11	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	<p>表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12° (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20° (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>54</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	7.0	11	40°	95	54	13	7.0	11	2°	5°	5	3	0.8	0.3	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2				○
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																
12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																
	40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																																
20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																
	30°	100	67	14	8.0	12																																																																																																																																
	40°	95	54	13	7.0	11																																																																																																																																
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6																																																																																																																																
	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																
12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																
	40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																																																
20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																
	30°	100	67	14	7.0	11																																																																																																																																
	40°	95	54	13	7.0	11																																																																																																																																
2°	5°	5	3	0.8	0.3	0.6																																																																																																																																
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																																																

新旧対照表 第3編 土木工事共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成 (令和2年4月)	新・条文構成(令和3年8月)			
1	第3編 土木工事共通編	第3編 土木工事共通編			
2	第1章 総 則	第1章 総 則			
3	第1節 総 則	第1節 総 則			
4	3-1-1-5 支給材料及び貸与品	3-1-1-5 支給材料及び貸与品			
5	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-16支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-17支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。			○
6	3-1-1-11 施工管理	3-1-1-11 施工管理			
7	1. 適用規定	1. 適用規定			
8	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-23施工管理の規定に加え以下の規定による。	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-24施工管理の規定に加え以下の規定による。			○
9	3-1-1-12 工事中の安全確保	3-1-1-12 工事中の安全確保			
10	1. 適用規定	1. 適用規定			
11	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-27工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。			○
12	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱			
13	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。			○
14	3-1-1-13 交通安全管理	3-1-1-13 交通安全管理			
15	1. 適用規定	1. 適用規定			
16	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による。	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-33交通安全管理の規定に加え以下の規定による。			○
17	3-1-1-14 工事測量	3-1-1-14 工事測量			
18	1. 適用規定	1. 適用規定			
19	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-38工事測量の規定に加え以下の規定による。			○

新旧対照表 第3編 土木工事共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成 (平成31年度)	新・条文構成(令和3年8月)			
1	第3編 土木工事共通編	第3編 土木工事共通編			
2	第2章 一般施工	第2章 一般施工			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成31年3月)			○
5	環境省 水質汚濁に係る環境基準について(平成28年3月)	環境省 水質汚濁に係る環境基準について(平成31年3月)			○
6	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(昭和62)	国土交通省道路標識設置基準(令和元年10月)			○
7	第3節 共通の工程	第3節 共通の工程			
8	3-2-3-6 小型標識工	3-2-3-6 小型標識工			
9	3. 標示板基板の表面状態	3. 標示板基板の表面状態			
10	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨(サンディング処理)しラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的により研磨(サンディング処理)しラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性界面活性剤)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。			○
11	5. 反射シートの貼付け方式	5. 反射シートの貼付け方式			
12	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。			○
13	8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ	8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ			
14	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5~10mm程度重ね合わせなければならない。	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5~10mm以上重ね合わせなければならない。			○
15	15. 溶融亜鉛めっきの基準	15. 溶融亜鉛めっきの基準			
16	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。			○
17	3-2-3-25 銘板工	3-2-3-25 銘板工			
18	1. 一般事項	1. 一般事項			
19					

No	条文		新規	削除	改訂																								
	旧・条文構成 (平成31年度)	新・条文構成(令和3年8月)																											
20																													
21	<b>第4節 基礎工</b>	<b>第4節 基礎工</b>																											
22	<b>3-2-4-4 既製杭工</b>	<b>3-2-4-4 既製杭工</b>																											
23	<b>21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手</b>	<b>21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手</b>																											
24	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。																											
25	(1)受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工 <b>管理</b> 技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	(1)受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工 <b>技術者</b> を常駐させるとともに、以下の規定による。			○																								
26	<p>表3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え1524mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	備 考	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。	1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	<p>表3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm未満</td> <td>2mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm以上1016mm以下</td> <td>3mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1016mmを超え2000mm以下</td> <td>4mm以下</td> <td>上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容量	備 考	700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。	700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。	1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。			
外 径	許容量	備 考																											
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。																											
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。																											
1016mmを超え1524mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。																											
外 径	許容量	備 考																											
700mm未満	2mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。																											
700mm以上1016mm以下	3mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。																											
1016mmを超え2000mm以下	4mm以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。																											
27	<b>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</b>	<b>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</b>																											
28	<b>11. 鋼管矢板の溶接</b>	<b>11. 鋼管矢板の溶接</b>																											
29	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。																											
30	(1)受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工 <b>管理</b> 技術者を常駐させなければならない。	(1)受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工 <b>技術者</b> を常駐させなければならない。			○																								
31	<b>第6節 一般舗装工</b>	<b>第6節 一般舗装工</b>																											
32	<b>3-2-6-2 材料</b>	<b>3-2-6-2 材料</b>																											
33	<b>4. 試験練り</b>	<b>4. 試験練り</b>																											
34	受注者は、舗設に先 <b>だ</b> って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	受注者は、舗設に先 <b>立</b> って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。			○																								
35	<b>3-2-6-7 アスファルト舗装工</b>	<b>3-2-6-7 アスファルト舗装工</b>																											
36	<b>3. セメント及び石灰安定処理の規定</b>	<b>3. セメント及び石灰安定処理の規定</b>																											
37	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。																											
38	(1)安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。	(1)安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。																											

新旧対照表 第3編 土木工事共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成 (平成31年度)	新・条文構成(令和3年8月)			
39	(2) 受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。			○
40	(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-25の規格による。	(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-25の規格による。			
41	ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。			
42	(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。			○
43	<b>3-2-6-12 コンクリート舗装工</b>	<b>3-2-6-12 コンクリート舗装工</b>			
44	<b>3. セメント及び石灰安定処理の規定</b>	<b>3. セメント及び石灰安定処理の規定</b>			
45	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。			
46	(1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。	(1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。			
47	(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。			○
48	(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。	(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。			
49	ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。			
50	(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。			○
51	<b>第9節 構造物撤去工</b>	<b>第9節 構造物撤去工</b>			
52	<b>3-2-9-14 骨材再生工</b>	<b>3-2-9-14 骨材再生工</b>			
53	<b>1. 骨材再生工の施工</b>	<b>1. 骨材再生工の施工</b>			
54	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-18建設副産物の規定による。	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-19建設副産物の規定による。			○
55	<b>3-2-9-15 運搬処理工</b>	<b>3-2-9-15 運搬処理工</b>			
56	<b>1. 工事現場発生品の規定</b>	<b>1. 工事現場発生品の規定</b>			
57	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-17工事現場発生品の規定による。	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-18工事現場発生品の規定による。			○
58	<b>2. 建設副産物の規定</b>	<b>2. 建設副産物の規定</b>			

新旧対照表 第3編 土木工事共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（平成31年度）	新・条文構成（令和3年8月）			
59	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-18 建設副産物の規定による。	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-19 建設副産物の規定による。			

新旧対照表 第3編 土木工事共通編 第1章 総則

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（平成31年度）	新・条文構成(令和3年8月)			
60	第10節 仮設工	第10節 仮設工			
61	3-2-10-5 土留・仮締切工	3-2-10-5 土留・仮締切工			
62	3. 適用規定	3. 適用規定			
63	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準(案)の規定による。	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」（国土交通省、平成22年6月）の規定による。			○
64	3-2-10-23 足場工	3-2-10-23 足場工			
65	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省、平成21年4月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。			○
66	第12節 工場製作工(共通)	第12節 工場製作工(共通)			
67	3-2-12-3 桁制作工	3-2-12-3 桁制作工			
68	1. 製作加工	1. 製作加工			
69	製作加工については、以下の規定によるものとする。	製作加工については、以下の規定によるものとする。			
70	(1)原寸	(1)原寸			
71	① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	① 受注者は、工作に着手する前にコンピューターによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。			○
72	ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに図面の不備や製作上の問題点を確認できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。			○	
73	② 受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	② 受注者は、上記①においてコンピューターによる原寸システム等を使用しない場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○



新 旧 対 照 表      第4編 下水道編 第1章 管路

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	<b>第4編 下水道編</b>	<b>第4編 下水道編</b>			
2	<b>第1章 管路</b>	<b>第1章 管路</b>			
3	<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	<b>第2節 適用すべき諸基準</b>			
4	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。                      なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。                      公益社団法人 日本下水道協会 下水道土木工事共通仕様書(案)(最新版)</p>	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。                      なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。                      公益社団法人 日本下水道協会 <b>下水道土木工事必携(案)</b>「下水道土木工事共通仕様書(案)」(最新版)</p>			○

# 新旧対照表

第4編 下水道編 第1章 処理場・ポンプ場

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第4編 下水道編	第4編 下水道編			
2	第2章 処理場・ポンプ場	第2章 処理場・ポンプ場			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。                      なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。                      公益社団法人 日本下水道協会 下水道土木工事共通仕様書(案)(最新版)</p>	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。                      なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。                      公益社団法人 日本下水道協会 <b>下水道土木工事必携(案)</b>「下水道土木工事共通仕様書(案)」(最新版)</p>			○

# 新旧対照表

第5編 公園・緑地編 第1章 公園・緑地

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第5編 公園・緑地編	第5編 公園・緑地編			
2	第1章 公園・緑地	第1章 公園・緑地			
3	第1節 適用	第1節 適用			
	1. 適用工種	1. 適用工種			
4	本章は、公園・緑地工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、植栽工、移植工、樹木整姿工、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、自然育成施設工、自然育成植栽工及び運動施設におけるグラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンドコート施設整備工、その他これらに類する工種について適用する。	本章は、公園・緑地工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、 <b>公園施設等撤去・移設工</b> 、植栽工、移植工、樹木整姿工、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、自然育成施設工、自然育成植栽工及び運動施設におけるグラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンドコート施設整備工、その他これらに類する工種について適用する。			○

# 新旧対照表

No	条文			新規	削除	改訂																
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）																				
1	<b>第6編 河川編</b>																					
2	<b>第1章 築堤・護岸</b>																					
3	<b>第7節 法覆護岸工</b>																					
4	<b>6-1-7-2 材料</b>																					
5	<p style="text-align: center;"><b>表6-1-4 止水材の品質規格</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">試験項目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">規格値</th> <th style="width: 70%;">試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>(ml/sec) /(1.8m<sup>2</sup>)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup> (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>			試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。	引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。			○
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																			
漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。																			
引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																			
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																			
	<p style="text-align: center;"><b>表6-1-4 止水材の品質規格</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">試験項目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">規格値</th> <th style="width: 70%;">試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>(ml/sec) /(1.8m<sup>2</sup>)</td> <td>25以下</td> <td>建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup> (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td></td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>			試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。	引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。			
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法																			
漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。																			
引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																			
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																			

# 新旧対照表

第6編 河川編 第3章 樋門・樋管

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第3章 樋門・樋管	第3章 樋門・樋管			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
5	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
6	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)			
7	国土交通省 河川砂防技術基準(案)	国土交通省 河川砂防技術基準(令和元年7月)			○
8	国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き(平成10年11月)	国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き(平成10年11月)			
9	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(平成29年3月)	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和元年7月)			○

# 新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第4章 水門	第4章 水門			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)			○
5	第9節 鋼管理橋上部工	第9節 鋼管理橋上部工			
	6-4-9-1 一般事項	6-4-9-1 一般事項			
	4.仮設用 仮設備及び架設用機材	4.仮設用 仮設備及び架設用機材			
	6-4-9-2 材料	6-4-9-2 材料			
	3.舗装材料	3.舗装材料			
	舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書によるものとする。	舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。			○
6	6-4-9-10 支承工	6-4-9-10 支承工			
7	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
8	第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)			
9	6-4-14-6 支承工	6-4-14-6 支承工			
10	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
11	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)			
12	6-4-15-3 支承工	6-4-15-3 支承工			
13	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
14	第18節 舗装工	第18節 舗装工			
15	6-4-18-1 一般事項	6-4-18-1 一般事項			
16	2. 舗装工	2. 舗装工			
17	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。			○

# 新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第5章 堰	第5章 堰			
3	第1節 適用	第1節 適用			
4	5. 適用規定(3)	5. 適用規定(3)			
5	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、平成29年3月)の規定による。	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和元年7月)の規定による。			○
6	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
7	日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)			○
8	第6節 可動堰本体工	第6節 可動堰本体工			
9	6-5-6-1 一般事項	6-5-6-1 一般事項			
10	2. 適用規定	2. 適用規定			
11	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
12	第7節 固定堰本体工	第7節 固定堰本体工			
13	6-5-7-1 一般事項	6-5-7-1 一般事項			
14	2. 適用規定	2. 適用規定			
15	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
16	第8節 魚道工	第8節 魚道工			
17	6-5-8-1 一般事項	6-5-8-1 一般事項			
18	2. 適用規定	2. 適用規定			
19	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
20	第10節 鋼管理橋上部工	第10節 鋼管理橋上部工			
21	6-5-10-10 支承工	6-5-10-10 支承工			
22	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
23	第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)			
24	6-5-15-6 支承工	6-5-15-6 支承工			
25	支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○

# 新旧対照表

26	第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)			
27	6-5-16-3 支承工	6-5-16-3 支承工			
28	支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
29	第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)			
30	6-5-17-3 支承工	6-5-17-3 支承工			
31	支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○



# 新旧対照表

第6編 河川編 第7章 床止め・床固め

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第7章 床止め・床固め	第7章 床止め・床固め			
3	第6節 山留擁壁工	第6節 山留擁壁工			
4	6-7-6-3 コンクリート擁壁工	6-7-6-3 コンクリート擁壁工			
5	1. 一般事項	1. 一般事項			
6	受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。			○

# 新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第6編 河川編	第6編 河川編			
2	第8章 河川維持	第8章 河川維持			
3	第4節 除草工	第4節 除草工			
4	6-8-4-2 堤防除草工	6-8-4-2 堤防除草工			
5	1. 草刈りの範囲	1. 草刈りの範囲			
6	受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。	受注者は、兼用道路区間について、 <b>のり</b> 肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。			○
7	2. 刈残し	2. 刈残し			
8	受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	受注者は、補助刈り（ <b>機械除草に係わる人力による除草</b> ）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。			○
9	4. 自走式除草機械	4. 自走式除草機械			
10	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、 <b>堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）</b> に損傷を与えないよう施工しなければならない。			○
11	第6節 構造物補修工	第6節 構造物補修工			
12	6-8-6-2 材料	6-8-6-2 材料			
13	クラック補修工、ポーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。	クラック補修工、ポーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク <b>等</b> については設計図書によらなければならない。			○

# 新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	<b>第7編 港湾編</b>	<b>第7編 港湾編</b>			
2	<b>第1章 港湾</b>	<b>第1章 港湾</b>			
3	<b>第1節 適用</b>	<b>第1節 適用</b>			
	<b>1. 適用工種</b>	<b>1. 適用工種</b>			
4	本章は、港湾工事における土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨石・捨ブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、付属工、波消工、裏込・裏理工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持修繕工、構造物撤去工、仮設工、雑工、その他これらに類する工種について適用する。	本章は、港湾工事における土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体工(ケーソン式)、本体工(ブロック式)、本体工(場所打式)、本体工(捨石・捨ブロック式)、本体工(鋼矢板式)、本体工(コンクリート矢板式)、本体工(鋼杭式)、本体工(コンクリート杭式)、被覆・根固工、上部工、付属工、波消工、裏込・裏理工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工、その他これらに類する工種について適用する。			○

新旧対照表第8編 斜面对策編 第3章 斜面对策

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第8編 斜面对策編	第8編 斜面对策編			
2	第3章 斜面对策	第3章 斜面对策			
3	第2節 適用すべき書基準	第2節 適用すべき書基準			
4	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
5	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
6	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成19年9月)	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例(令和元年6月)			○

新 旧 対 照 表      第10編道路編 第1章 道路改良

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第1章 道路改良	第1章 道路改良			
3	第9節 カルバート工	第9節 カルバート工			
4	10-1-9-1 一般事項	10-1-9-1 一般事項			
5	4. コンクリート構造物非破壊試験	4. コンクリート構造物非破壊試験			
6	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。			
7	(1)受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	(1)受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。			
8	(2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。）」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。	(2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。）」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。			○

# 新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第2章 舗装	第2章 舗装			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成31年3月)			○
5	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(昭和62年1月)	国土交通省 道路標識設置基準(令和元年10月)			○
6	第4節 舗装工	第4節 舗装工			
7	10-2-4-1 一般事項	10-2-4-1 一般事項			
8	2. 適用規定	2. 適用規定			
9	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
10	第9節 標識工	第9節 標識工			
11	10-2-9-1 一般事項	10-2-9-1 一般事項			
12	3. 適用規定	3. 適用規定			
13	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成25年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
14	10-2-9-2 材料	10-2-9-2 材料			
15	4. リブの取付	4. 補強材の取付			○
16	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」「(一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。			○
17	6. 文字・記号等	6. 文字・記号等			
18	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○

# 新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	<b>第10編 道路編</b>	<b>第10編 道路編</b>			
2	<b>第3章 橋梁下部</b>	<b>第3章 橋梁下部</b>			
3	<b>第1節 適用</b>	<b>第1節 適用</b>			
4	<b>4. コンクリート構造物非破壊試験</b>	<b>4. コンクリート構造物非破壊試験</b>			
5	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。			
6	(1)受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	(1)受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。			
7	(2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	(2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。			○
8	<b>5. 強度測定</b>	<b>5. 強度測定</b>			
9	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。			
10	(1)受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	(1)受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。			
11	(2)微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	(2)微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）に従い行わなければならない。			○
12	<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	<b>第2節 適用すべき諸基準</b>			
13	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）			○
14	<b>第6節 橋台工</b>	<b>第6節 橋台工</b>			
15	<b>10-3-6-8 橋台躯体工</b>	<b>10-3-6-8 橋台躯体工</b>			
16	<b>4. 適用規定</b>	<b>4. 適用規定</b>			
17	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			○
18	<b>第8節 鋼製橋脚工</b>	<b>第8節 鋼製橋脚工</b>			
19	<b>10-3-8-9 橋脚フーチング工</b>	<b>10-3-8-9 橋脚フーチング工</b>			
20	<b>6. フーチングの箱抜き施工</b>	<b>6. フーチングの箱抜き施工</b>			
21	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			○

# 新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	<b>第10編 道路編</b>	<b>第10編 道路編</b>			
2	<b>第4章 鋼橋上部</b>	<b>第4章 鋼橋上部</b>			
3	<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	<b>第2節 適用すべき諸基準</b>			
4	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
5	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ 共通編）（平成29年11月）			
7	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）			
8	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ 耐震設計編）（平成29年11月）			
9	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）			
10	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）			
11	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）			○
12	<b>第5節 鋼橋架設工</b>	<b>第5節 鋼橋架設工</b>			
13	<b>10-4-5-10 支承工</b>	<b>10-4-5-10 支承工</b>			
14	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○



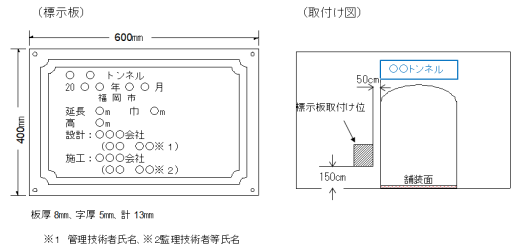
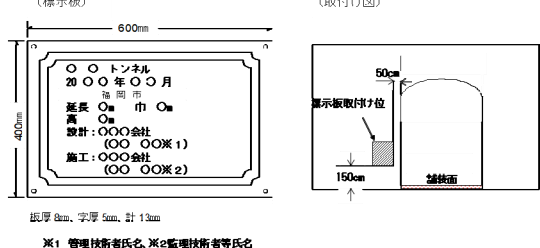
新旧対照表 第10編道路編 第5章 コンクリート橋上部

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第5章 コンクリート橋上部	第5章 コンクリート橋上部			
3	第1節 適用	第1節 適用			
4	4. コンクリート構造物非破壊試験	4. コンクリート構造物非破壊試験			
5	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。			
6	(1)受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	(1)受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。			
7	(2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	(2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。			○
8	5. 強度測定	5. 強度測定			
9	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下によるものとする。	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下によるものとする。			
10	(1)受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	(1)受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。			
11	(2)微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。	(2)微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。			○
12	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
13	日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)			○
14	国土開発技術研究センター プレベーム合成けた橋設計施工指針(平成9年7月)	国土技術研究センター プレベーム合成桁橋設計施工指針(平成30年8月)			○
15	第5節 PC橋工	第5節 PC橋工			
16	10-5-5-6 支承工	10-5-5-6 支承工			
17	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
18	第6節 プレベーム桁橋工	第6節 プレベーム桁橋工			
19	10-5-6-2 プレベーム桁製作工(現場)	10-5-6-2 プレベーム桁製作工(現場)			
20	2. リリース(応力解放)の施工	2. リリース(応力解放)の施工			
21	リリース(応力解放)の施工については、下記の規定による。	リリース(応力解放)の施工については、下記の規定による。			
22	(1)リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。	(1)リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認する。			○
23	10-5-6-3 支承工	10-5-6-3 支承工			
24	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○

新旧対照表 第10編道路編 第5章 コンクリート橋上部

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
25	<b>第7節 PCホロースラブ橋工</b>	<b>第7節 PCホロースラブ橋工</b>			
26	<b>10-5-7-3 支承工</b>	<b>10-5-7-3 支承工</b>			
27	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
28	<b>第8節 RCホロースラブ橋工</b>	<b>第8節 RCホロースラブ橋工</b>			
29	<b>10-5-8-3 支承工</b>	<b>10-5-8-3 支承工</b>			
30	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
31	<b>第10節 PC箱桁橋工</b>	<b>第10節 PC箱桁橋工</b>			
32	<b>10-5-10-3 支承工</b>	<b>10-5-10-3 支承工</b>			
33	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
34	<b>第11節 PC片持箱桁橋工</b>	<b>第11節 PC片持箱桁橋工</b>			
35	<b>10-5-11-3 支承工</b>	<b>10-5-11-3 支承工</b>			
36	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○

新旧対照表 第10編道路編 第6章トンネル(NATM)

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成 (令和2年4月)	新・条文構成 (令和3年8月)			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第6章 トンネル(NATM)	第6章 トンネル(NATM)			
3	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
4	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
5	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
6	建設省 道路トンネル技術基準(平成元年5月)	建設省 道路トンネル技術基準(平成元年5月)			
7	日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説(平成15年11月)	日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説(平成15年11月)			
8	日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説(平成13年10月)	日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説(令和元年9月)			○
9	土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説(平成28年8月)	土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説(平成28年8月)			
10	土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説(平成28年8月)	土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説(平成28年8月)			
11	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説(平成28年8月)	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説(平成28年8月)			
12	日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針(平成21年2月)	日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針(平成21年2月)			
13	建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様(昭和43年12月)	建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様(昭和43年12月)			
14	建設省 道路トンネル非常用施設設置基準(昭和56年4月)	国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準(平成31年3月)			○
15	第6節 インバート工	第6節 インバート工			
16	10-6-6-4 インバート本体工	10-6-6-4 インバート本体工			
17	5. 適用規定	5. 適用規定			
18	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-23施工管理第8項の規定による。	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。			○
19	10-6-8-6 銘板工	10-6-8-6 銘板工			
20	 <p>(標示板) (取付け図)</p> <p>600mm 400mm トンネル 20 〇〇年 〇〇月 〇〇市 延長 〇m 巾 〇m 高 〇m 設計: 〇〇会社 (〇〇 〇〇※1) 施工: 〇〇会社 (〇〇 〇〇※2)</p> <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>	 <p>(標示板) (取付け図)</p> <p>600mm 400mm トンネル 20 〇〇年 〇〇月 〇〇市 延長 〇m 巾 〇m 高 〇m 設計: 〇〇会社 (〇〇 〇〇※1) 施工: 〇〇会社 (〇〇 〇〇※2)</p> <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>			○

新旧対照表 第10編道路編 第14章 道路維持

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第14章 道路維持	第14章 道路維持			
3	第1節 適用	第1節 適用			
4	5. 臨機の措置	5. 臨機の措置			
5	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-4 <sup>1</sup> 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-4 <sup>2</sup> 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。			○
6	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
7	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
8	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
9	日本道路協会 道路維持修繕要綱(昭和53年7月)	日本道路協会 道路維持修繕要綱(昭和53年7月)			
10	日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)			
11	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成31年3月)			○
12	第4節 舗装工	第4節 舗装工			
13	10-14-4-7 路上再生工	10-14-4-7 路上再生工			
14	1. 路上路盤再生工	1. 路上路盤再生工			
15	路上路盤再生工については、以下の規定による。	路上路盤再生工については、以下の規定による。			
16	(1) 施工面の整備	(1) 施工面の整備			
17	① 受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。	① 受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。			
18	② 既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。	② 既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。			
19	③ 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	③ 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。			
20	(2) 添加材料の使用量	(2) 添加材料の使用量			
21	① セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。	① セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。			
22	② 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	② 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3再生路盤材料に関する試験」(日本道路協会、平成31年3月)に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。			○
23	③ セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計図書に示す場合を除き表10-14-1に示す値とするものとする。	③ セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計図書に示す場合を除き表10-14-1に示す値とするものとする。			
24	(3) 最大乾燥密度	(3) 最大乾燥密度			
25	受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。			○

新旧対照表 第10編道路編 第14章 道路維持

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
26	第7節 標識工	第7節 標識工			
27	10-14-7-2 材料	10-14-7-2 材料			
28	4. 標示板	4. 標示板			
29	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業基準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。			○
30	6. 標示板の文字・記号等	6. 標示板の文字・記号等			
31	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省 令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○

新旧対照表

No	条文		新規	削除	改訂
	旧・条文構成（令和2年4月）	新・条文構成（令和3年8月）			
1	第10編 道路編	第10編 道路編			
2	第16章 道路修繕	第16章 道路修繕			
3	第1節 適用	第1節 適用			
4	5. 臨機の措置	5. 臨機の措置			
5	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-4 <sup>1</sup> 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-4 <sup>2</sup> 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。			○
6	第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準			
7	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
8	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
9	日本道路協会 道路維持修繕要綱(昭和53年7月)	日本道路協会 道路維持修繕要綱(昭和53年7月)			
10	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)			
11	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成31年3)			○
12	第9節 標識工	第9節 標識工			
13	10-16-9-2 材料	10-16-9-2 材料			
14	6. 標示板の文字・記号等	6. 標示板の文字・記号等			
15	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			○
16	第24節 橋脚巻立て工	第24節 橋脚巻立て工			
17	10-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工	10-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工			
18	27. 騒音と粉じん	27. 騒音と粉じん			
19	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定によらなければならない。	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定によらなければならない。			○
20	10-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工	10-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工			
21	6. 騒音と粉じん対策	6. 騒音と粉じん対策			
22	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定による。	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定による。			○